

伊勢市公報

第423号
令和5年6月20日
火曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	4
○ 令和5年度国民健康保険料率について	5
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 特定教育・保育施設の確認の辞退について	11
○ 特定教育・保育施設の確認の辞退について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 令和5年度補正予算の要領について	14
○ 市議会定例会の招集について	21
選挙管理委員会告示	
○ 解職請求に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について	22
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	23
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	24
○ 市営住宅の入居者の募集について	25
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	31
○ 都市公園の供用開始について	32
公 表	
○ 令和4年度における公文書の公開等に係る実施状況について	33

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

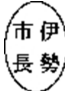
令和5年6月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 47 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の部  の項中

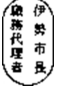
「

戸籍住民課長	1
--------	---

」を「

戸籍住民課長	2
--------	---

」に改め、

同表市長職務代理者印の部  の項中「10」を「11」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。

伊勢市告示第 124 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
合同会社いぶき
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 あおぞらケアプランセンター
所在地 伊勢市朝熊町 1918 番地 12
- 3 指定の年月日
令和 5 年 6 月 1 日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

伊勢市告示第125号

令和5年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項、第18条の5第1項及び第18条の14第1項の保険料率並びに第22条第1項各号、同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

令和5年6月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{5.66}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 20,700円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| 特定世帯以外の世帯 | 14,400円 |
| 特定世帯 | 7,200円 |
| 特定継続世帯 | 10,800円 |

2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{3.32}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 11,400円 |
| (3) 世帯別平等割 | |

特定世帯以外の世帯	7,800円
特定世帯	3,900円
特定継続世帯	5,850円

3 国民健康保険条例第18条の14第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{2.88}{100}$
(2) 被保険者均等割	11,600円
(3) 世帯別平等割	5,800円

4 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	14,490円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	10,080円
特定世帯	5,040円
特定継続世帯	7,560円

5 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	10,350円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	7,200円
特定世帯	3,600円
特定継続世帯	5,400円

6 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	4,140円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	2,880円
特定世帯	1,440円
特定継続世帯	2,160円

7 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	7,980円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	5,460円
	特定世帯	2,730円
	特定継続世帯	4,095円

8 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	5,700円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	3,900円
	特定世帯	1,950円
	特定継続世帯	2,925円

9 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	2,280円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	1,560円
	特定世帯	780円
	特定継続世帯	1,170円

10 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	8,120円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	4,060円

11 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 5,800円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 2,900円

12 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 2,320円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 1,160円

伊勢市告示第 126 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神社港自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 5 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 濱 村 秀 男

伊勢市神社港 357 番地

変更後 古 川 万

伊勢市神社港 294 番地 86

伊勢市告示第 127 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、八日市場町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 岩 村 憲 一

伊勢市八日市場町 10 番 8 号

変更後 鎌 田 明 彦

伊勢市八日市場町 16 番 15 号

伊勢市告示第 128 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定による同法第 27 条第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 41 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 5 年 6 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 確認の辞退の年月日

令和 3 年 3 月 31 日

2 辞退した特定教育・保育施設

	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	施設の種類
1	伊勢市	伊勢市立保育所あけぼの園	伊勢市小俣町明野 1653 番地	保育所
2	伊勢市	伊勢市立高城保育園	伊勢市二見町今一色 874 番地 398	保育所

伊勢市告示第 129 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定による同法第 27 条第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 41 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 5 年 6 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 確認の辞退の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

2 辞退した特定教育・保育施設

	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	施設の種類
1	伊勢市	伊勢市神社幼稚園	伊勢市神社港 295 番地 20	幼稚園

伊勢市告示第 130 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、馬瀬町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 6 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更後 林 卓 生

伊勢市馬瀬町 743 番地 1

変更後 中 北 讓

伊勢市馬瀬町 666 番地 2

伊勢市告示第 131 号

令和 5 年 4 月 12 日及び令和 5 年 4 月 19 日に専決処分をした令和 5 年度
補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 5 年 6 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、125,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53,283,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		21,497,671	125,000	21,622,671
	3 児童福祉費	7,782,212	125,000	7,907,212
歳 出	合 計	53,158,121	125,000	53,283,121

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、493,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53,776,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

伊勢市告示第 132 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 5 年 6 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 5 年 6 月 19 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 5 年 6 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,071 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,257 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

34,514 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 103,542 人

伊勢市農業委員会告示第8号

伊勢市農業委員会第210回総会を次のとおり招集します。

令和5年6月7日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和5年6月15日（木）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 34 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 35 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

令和 5 年 6 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

- (1) 一般向市営住宅（随時募集以外）・高齢者向市営住宅

令和 5 年 6 月 2 日（金曜日）から 6 月 15 日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

- (2) 一般向市営住宅（随時募集）

令和 5 年 6 月 2 日（金曜日）から入居者が決定するまで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 申込場所

- (1) 一般向市営住宅（随時募集以外）・高齢者向市営住宅

伊勢市営住宅等管理事務所（F E 住宅管理共同企業体）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

- (2) 一般向市営住宅（随時募集）

伊勢市都市整備部住宅政策課

伊勢市岩淵1丁目7番29号

3 募集住宅及び戸数

(1) 一般向市営住宅（随時募集以外）

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※2
倭A団地	倭町40番地	PC造 4階建	1階	3DK	1	×	14,100円～ 27,800円
倭隠岡団地	倭町19番地1	RC造 4階建	1階	3DK	1	×	20,700円～ 40,700円
浦口団地	浦口4丁目28 番5号	RC造 3階建	3階	3DK	1	×	20,500円～ 40,200円
宮中横団地	浦口4丁目32 番36号	RC造 3階建	1階	2DK	1	○	17,100円～ 33,600円
			2階	3DK	1	×	22,300円～ 43,800円
二俣団地	二俣3丁目10 番12号	RC造 3階建	1階	2DK	1	○	17,800円～ 34,900円
旭団地	旭町49番地1	RC造 4階建	2階	2DK	1	○	16,500円～ 32,400円
			2階	3DK	1	×	21,600円～ 42,400円

(2) 高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※2
リバーサイド せせらぎ	小俣町宮前 31番地2	RC造 6階建	2階	2DK	1	○	19,700円～ 38,600円
			6階	2DK	1	○	19,700円～ 38,600円

(3) 一般向市営住宅（随時募集）

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※2
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	RC造 3階建	2階	2DK	1	○	16,800円～ 33,000円
			1階	3DK	1	×	22,000円～ 43,100円

※1 PC：コンクリート板プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造

※2 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える

場合があります。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

- (6) 申し込む住宅に応じて次の条件に該当すること。

ア 一般向市営住宅

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者（パートナーを含む。）及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・パートナー・・・三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ公正証書等受領証の交付を受けた者
- ・婚約者・・・契約日までに、婚姻ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り

単身で申し込むことができます。

- (ア) 60 歳以上の者
 - (イ) 身体障害者（障害の程度が、1 級から 4 級までの者）
 - (ウ) 精神障害者（障害の程度が、1 級から 3 級までの者）
 - (エ) 知的障害者（障害の程度が、(ウ)の程度に相当する者）
 - (オ) 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の特別項症から第 6 項症までの者又は第 1 款症の者）
 - (カ) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の認定を受けた者）
 - (キ) 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に該当する者）
 - (ク) 生活保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に該当する者）
 - (ケ) 海外からの引揚者（引揚げ後 5 年を経過していない者）
 - (コ) ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に該当する者）
 - (サ) DV 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）による一時保護者若しくは保護終了日から 5 年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から 5 年を経過していない者）
- イ 高齢者向市営住宅
- 次のいずれにも該当すること。
- (ア) 60 歳以上の単身世帯、いずれか一者が 60 歳以上の夫婦^{*}のみの世帯又はいずれもが 60 歳以上である親族からなる世帯

※ 夫婦・・・配偶者同士のみ（内縁関係者（パートナーを含む。）
及び婚約者を含む。）

(イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯

(ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

5 申込方法

(1) 一般向市営住宅（随時募集以外）・高齢者向市営住宅

伊勢市営住宅等管理事務所で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2 (1)の申込場所に持参してください。

なお、随時募集と重複して申し込むことは、できません。

(2) 一般向市営住宅（随時募集）

伊勢市都市整備部住宅政策課で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2 (2)の申込場所に持参してください。

6 入居者の選考方法

(1) 一般向市営住宅（随時募集以外）・高齢者向市営住宅

入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

ア 日時 令和5年7月8日（土）

※ 受付は、午後1時30分から午後1時55分まで（時間厳守）

※ 入居抽選会及び説明会は、午後2時から午後4時30分頃まで

イ 場所 いせシティプラザ 2階多目的ホール

(2) 一般向市営住宅（随時募集）

必要書類を提出していただいた方から、先着順にその内容を審査し、
入居者を決定します。

7 入居時期

令和5年8月1日以降

8 問合せ先

伊勢市営住宅等管理事務所（F E住宅管理共同企業体）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部住宅政策課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 36 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、城田地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 池 山 実

変更後 谷 口 尚

伊勢市公告第 37 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 5 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
東新村北部公園	伊勢市小俣町新村 322 番 14	123

供用開始の期日 令和 5 年 6 月 7 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

令和 5 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公文書公開請求の状況

令和 4 年度における公文書公開請求件数は、156 件でした。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求	8	8	15	8	8	6	17	19	13	13	33	8	156

2 公文書公開請求の実施機関別状況

令和 4 年度の公文書公開請求の実施機関別状況については、市長 146 件、病院事業管理者 1 件、消防長 7 件、農業委員会 4 件、固定資産評価審査委員会 1 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の所属が対応する場合があったので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名（市長部局以外）	件数
市 長	検査室	4	病院事業管理者	1
	総務課	2	消防長	7
	職員課	1	農業委員会	4
	課税課	3	固定資産評価審査委員会	1
	企画調整課	1		
	文化政策課	1		
	市民交流課	1		
	戸籍住民課	3		
	人権政策課	1		
	環境課	1		
	ごみ減量課	1		
	監理課	17		
	都市計画課	23		
	交通政策課	1		
	基盤整備課	1		
	維持課	67		
	用地課	14		
	住宅政策課	1		

下水道建設課	2		
小俣生活福祉課	1		
計 20課 (室)	146	計	13
合 計			159

3 公文書公開請求の決定状況

(1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 21 件、部分公開 68 件、請求却下 58 件、取下げが 12 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の決定をする場合があったので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

区 分	請 求	公 開	部分公開	非公開	請求却下	拒否	小計	取下げ	合計
件 数	156	21	68	0	58	0	147	12	156

(2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがありました。

(単位：件)

非 公 開 理 由 等	部分公開	非公開	請求却下 (拒否)	合計
個人情報 (第 9 条第 1 号)	60	0	X	60
法人等情報 (第 9 条第 2 号)	11	0		11
国等との協力関係情報 (第 9 条第 3 号)	3	0		3
意思形成過程情報 (第 9 条第 4 号)	0	0		0
事務事業の執行情報 (第 9 条第 5 号)	1	0		1
公共の安全、秩序維持情報 (第 9 条第 6 号)	4	0		4
任意提供情報 (第 9 条第 7 号)	0	0		0
合議制機関情報 (第 9 条第 8 号)	0	0		0
法令秘情報 (第 9 条第 9 号)	0	0		0
請求拒否 (第 12 条)	X	X	0	0
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			58	58
合 計	79	0	58	137

4 審査請求の処理状況

公文書の公開請求に対し、実施機関が行う諾否の決定に対し、審査請求ができるようになってはいますが、令和 4 年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会において、1 件の審査請求について処理を行いました。

5 その他の処理状況

令和4年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への情報公開制度の運用に関する諮問はありませんでした。